

介護サービスを利用するまでの流れ

1. 申請

介護が必要となったら、介護がどの程度必要であるかを判定してもらうために、村担当窓口へ要介護認定申請書及び介護保険被保険者証を揃えて提出します。ただし、40歳以上65歳未満の方は、特定疾病（国が定めた16の疾病）が原因で介護が必要になった場合に限ります。

（※申請手続きは、家族やケアマネジャーに代行してもらうことができます。）

2. 訪問調査、主治医意見書

村の職員または委託を受けた認定調査員が、ご家庭、医療機関または施設等を訪問して、心身の状態等について調査します。また、村から申請者の主治医に意見書の作成を依頼し、医学的な意見を求めます。

3. 審査、判定

訪問調査結果と主治医意見書をもとに、介護認定審査会でどのくらいの介護が必要か審査・判定します。

4. 認定

判定結果をもとに「非該当（自立）」、「要支援1、2」「要介護1～5」までの区分に分けて認定し、結果が記載された被保険者証が郵送されます。

※要介護状態区分の目安

要介護状態区分	状態の目安
非該当	自立した生活ができ、今のところ介護や支援を必要としない
要支援1	ほぼ自立した生活ができるが、介護予防のための支援や改善が必要
要支援2	日常生活に支援は必要だが、それによって介護予防できる可能性が高い
要介護1	歩行などに不安定さがあり、日常生活に部分的な介護が必要
要介護2	歩行などが不安定で、排せつや入浴などの一部または全部に介護が必要
要介護3	歩行や排せつ、入浴、衣服の着脱などに、ほぼ全面的な介護が必要
要介護4	日常生活全般に動力能力が低下しており、介護なしでの生活は困難
要介護5	生活全般に介護が必要で、介護なしでは日常生活がほぼ不可能

5. 介護サービス計画の作成

認定を受けたら、本人や家族で相談して介護サービスを選び、自分に合ったサービスを利用するために「ケアプラン」を作成します。

(※要支援1, 2の方の介護予防サービスは、三宅島内でしか利用できません。)

※ケアプラン作成依頼

【要支援1, 2】

三宅村地域包括背支援センター

電話：04994-6-1832

【要介護1～5】

三宅村居宅介護支援事業所

電話：04994-6-1832

三宅島福祉サービス めぐりケアセンター

電話：04994-2-7111

6. 介護サービスの利用

ケアプランに基づいてサービスを利用します。ご負担いただく利用料は、利用したサービスごとにかかった費用の原則1割となっています。

【問い合わせ先】

〒100-1212 東京都三宅島三宅村阿古 497 番地

三宅村役場 福祉健康課 健康係

電話 04994-5-0902